

事務所ニュース

労働保険事務組合
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18
TEL. (075) 864-3336
FAX. (075) 864-3367 〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

スポット

「65歳全員雇用」時代が目前に 高齢者に「現役意識」の浸透を

「希望者全員65歳まで雇用が義務付けられる」というニュースが、新聞・テレビで大々的に報じられました。具体的には、高齢者法を改正し、平成25年4月の施行を目指します。視聴者の耳目を引きつける見出しですが、現実的な影響はどの程度のレベルなのでしょうか。厚生労働省の調査によると、すでに「希望者全員65歳まで雇用」を達成している企業割合は全体の47・9%となっています（平成23年・高齢者の雇用状況集計）。

「希望者全員65歳まで雇用が義務付けられる」というニュースが、新聞・テレビで大々的に報じられました。具体的には、高齢者法を改正し、平成25年4月の施行を目指します。視聴者の耳目を引きつける見出しですが、現実的な影響はどの程度のレベルなのでしょうか。厚生労働省の調査によると、すでに「希望者全員65歳まで雇用」を達成している企業割合は全体の47・9%となっています（平成23年・高齢者の雇用状況集計）。

残りの過半の企業は、法改正により、何らかの対応を迫られる結果となります。定年到達者を再雇用等する場合、労使協定により基準を設け、選別を実施している会社では、基準の撤廃（または定年延長等）が問題となります。しかし、調査結果をみると、定年到達者のうち、「基準非該当」により離職を余儀なくされる高齢者の割合は、1・8%に過ぎません。労使協定を結んでいても、その「伝家の宝刀」を抜いて、再雇用等を拒絶する企業は少数派といえます。なぜかという点、基準を設ける際、具体性と客観性（予測可能性）が求められ、「会社が必要と認める者」等の主観的基準は不可とされているからです（職高発第1104001号）。勢い、評価基準・制度がキチンと整備されている大手企業でない、なかなか基準に基づく選別が難しいのが現状となっています。しかし、中小企業の経営者の中には、「基準がなくなることで、再雇用は当然の権利」という意識が醸成されるのを恐れる方が多数おられます。実のところ、これは「かつて来た道」でもあります。60歳定年制は昭和61年に努力義務化、平成10年に強制義務化されましたが、その当時も、55歳到達者の「腰かけ意識」が問題化しました。しかし、「60歳定年制」が浸透するにつれ、50歳代後半の高齢者の意識も変わりました。経営者が知恵を絞り、「高齢者を現役同様に処遇する」姿勢をみせれば、「希望者全員65歳雇用」の時代にも対処が可能なはずで

2012
3

社会保険料の端数処理

知って得する



賃金実務

賃金を支払う際、雇用保険・社会保険料を控除します。保険料には円未満の端数が生じるのが普通ですが、円単位に丸めて処理する必要がありません。「前任者のやり方をそのまま引き継いだけ」という担当者もおられるでしょうが、実は法律で細かにルールが決まっています。

賃金は全額払いが原則で、労使協定を結んで初めて控除が可能になります。ただし、「法令に定めがある場合」は、協定不要です。

労働・社会保険関係では、たとえば労働保険徴収法第32条で「事業主は、被保険者負担分を賃金から控除することができる」と定めなど、控除に関する根拠規定が設けられています。

保険料は、基本的には労使折半となっています（雇用保険の雇用安定・事業分や厚生年金の児童手当拠出金上乘せ分等は除きます）。たとえば、厚生年金の保険料率は平成23年9月（10月分給与から控

除）から1000分の164・12となっていて、被保険者負担分はその半分です。

弁済者が四捨五入処理 年金等の扱いと異なる

標準報酬月額が、よほど切りの良い数でないとき、保険料額には円未満の端数ができます。

この場合、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」に従って処理するのが決まりです。同法第3条では、「債務の弁済を現金

で行う場合において、50銭未満の端数があるときは切捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは1円として計算するものとする。ただし、特約がある場合、この限りでない」と規定しています。

そこで、社会保険料の清算をする際、「誰が債務の弁済者」に当たるのか、という問題が生じます。年金事務所のパンフレット等を見ると、清算の仕方によって弁済者が異なることが分かります。

①事業主が給与から被保険者負担

払うとします。16万円の人保険料は1万3129円60銭です。

分かりやすいように賃金額も2万円ぴったりだったとして、事業主は18万6870円40銭を「弁済する」義務を負います。この場合、端数は50銭未満なので事業主は切捨て可能という理屈になります。

ちなみに、これは企業と従業員のように私人間の支払いに適用されるルールです。

国および公庫については、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」が別に定められています。

同法第2条では、「国及び公庫の債権・債務で金銭の給付を目的とするものの確定金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てる」と規定しています。

ですから、国が年金等を支払うとき、各支払月の支払額に1円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てられます。50銭未満切捨て50銭以上1円未満は切上げではない点に注意が必要です。

分を控除するときは、事業主が弁済者

②被保険者が、被保険者負担分を事業主に支払うときは被保険者が弁済者

仮に、標準報酬月額16万円の人保険料を、事業主が控除して支